

長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

上水道条例第 2 号

長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正する条例

長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例(平成 24 年上水道条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「の土木工学科もしくはこれに相当する課程において衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科もしくは」を「において土木工学科または」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「経験を有する者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科もしくは電気工学科またはこれら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 3 号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 8 号中「上水道および工業用水道を選択した者」を「上水道及び工業用水道を選択したもの」に、「1 年以上水道」を「1 年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第 10 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項第7号中「もしくは第2号に規定する課程および学科目または第3号もしくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「または学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「あつては1年以上」を「あつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える

- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第2項第1号、第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、

同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2項第2号中「および第4号」を「または第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目またはこれらに相当する学科目」を「の課程またはこれらに相当する課程（土木工学科および土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「および第4号」を「または第5号」に、「学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目」を「課程並びにこれらに相当する課程以外の課程」に、「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」を「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」に、「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「学校において、」の次に「第1号もしくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同項第6号の次に次の2号を加える。

（7）技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（8）建設業法施行令第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を定める条例の一部を改正する条例（平成31年上水道条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「水環境」を「水道環境」に、「第3条第2項第8号」を「第3条第2項第10号および第4条第2項第7号」に、「上水道および工業用水道」を「上水道及び工業用水道」に改める。